



## 「ねんきん特別便」の配布・回収等について（共済組合）

共済組合員に係る「ねんきん特別便」については、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団にご協力をいただき、配付・回収に係る具体的な方法について調整中。

### 1. 配付・回収の方法

ねんきん特別便の配付にあたっては、共済組合毎での送付では大量となること、共済組合の支部等が全国に点在していること等から、共済組合の支部等へ直接送付する。また、回収についても、基本的には、ねんきん特別便を送付した支部等を単位に取りまとめて返送していただく。

- ① 国家公務員共済組合連合会      各共済組合の本部・支部等（約 900 カ所、約 108 万人）
- ② 地方公務員共済組合連合会      各共済組合の本部・支部・所属所等（約 47,000 カ所、約 304 万人）  
※ 公立学校共済組合（学校別：約 40,000 箇所）、警察共済組合（警察署別：約 3,000 カ所）
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団      各学校法人（約 13,700 カ所、約 46 万人）

### 2. 「共済過去記録の整備のお知らせ」について

平成 9 年 1 月前に資格を喪失している共済組合員期間の記録（共済過去記録）については、基礎年金番号に未統合であるため、ねんきん特別便には記載されていないが、昨年 7 月の政府・与党取りまとめに沿って、平成 20 年度に名寄せ・照会を行い、平成 21 年度中を目途に基礎年金番号への統合を行うこととしており、その旨を記載したチラシを「ねんきん特別便」に同封する。

#### ※ 共済組合員期間に係るお知らせについて

各共済組合では、実際の共済組合員期間が社会保険庁から送付される「ねんきん特別便」に記載されている期間と異なる場合がある（国民年金法制定前の S36.4 前の記録については基礎年金に反映されないため「ねんきん特別便」には記載していない等）ため、現役の組合員や組合員であった者、共済年金の年金受給者に対し、別途、「共済組合員期間に係る年金加入記録のお知らせ」（特別便）を送付することとされている。